

巻頭言

肉畜の振興について

惣 津 律 士

近時食肉及び肉製品の需要増に対処するとともに、収益性の高い農業経営の一環として、肥育牛の増成、肉豚の飼育が盛んに行われている。一方、大都市に近代的な流通施設が建設されてきて、今や牛乳とならんで肉に新しい空気が投入されてきた観が伺われる。

本県では、先年来、和牛の肥育に関する基礎試験を和牛試験場で行ってきていたが、本県の実情に則した去勢牛の短期肥育を奨励するために、昨年度において若令去勢牛の中間育成試験を実施して相当の効果を収めたので、今般の8月県会に、特に、肉畜（この言葉が適当であるかどうかは別として）振興の予算を大中に計上して、農協に対して若令去勢牛の肥育素牛100頭及び肉用素豚500頭の育成委託事業を行わしめることとなった。このことは年度中途であり、しかも新規の企てであるだけに種々困難な点があるかも知れないが、本県和牛の将来の在り方なり、経済性の向上の見地からこの事業を実施する農協がモデル的な存在となって、これを中核として健全な肥育事業の進められることを希望するものであって、本年度の成績が良好であった場合には、来年度において規模を担当拡大したいと考えている。

牛の肥育事業の推進については、先ず素牛の選定の問題があるが、これは引いては和牛の生産改良の在り方が根幹をなすことは勿論である。更に経済飼料の獲

得、流通の円滑化が図られないと、肥育経済の健全性が確保されない。由来、和牛取引には数多くの前近代的性格が存在し、折角の家畜取引法も空文に終らんとしている。農林省では、今般家畜取引制度改善調査会を設置し、あらゆる角度から検討が進められており、近く結論が出るものと考えられる。取引の近代化としての農協からの共販は、昨年300頭の肥育牛が県畜連の斡旋で、大阪枝肉市場に対して実施されたが、県内業者との間に種々の問題をおこしたことは御承知の通りである。

私は家畜取引法のみで解決する問題ではないと思っている。和牛に関する生産から経営、流通、消費に亘って、それぞれの不合理性を解消すると共に、これ等の段階に有機的連繫をもつ法律、例えば和牛振興法に制定されて畜産団体の近代化も、流通施設の整備も強力に実施されるあかつきにおいて私共の前に納得の行く肉畜の生産と動きがみられるのではなかろうかと考えている。